

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項及び第3項の規定に基づき富山県が定める図書について

第1. 認定申請に必要と認める図書の取り扱い

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は次のとおりとする。

1. 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書。ただし、次の各号に示す書類を添付する場合は第2に示す図書の添付は不要とする。
 - (1) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定住宅を受けた型式に適合する部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する**住宅型式性能認定書**（登録住宅型式性能認定等機関が交付する**住宅型式性能確認書**を含む。）の写し
 - (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、登録住宅型式性能認定等機関が交付する**型式住宅部分等製造者認証書**の写し
 - (3) 特別評価方法基準に適合する住宅または特別評価方法基準に適合する部分を含む住宅にあつては、国土交通大臣が交付する**特別評価方法認定書**の写し
 - (4) 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けた住宅又は試験等を受けた住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録試験機関が交付する**同等性確認の結果の証明書**
2. 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

第2. 認定申請に不要と認める図書の取り扱い

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は次のとおりとする。

1. 第1-1-(1)に示す住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（住宅型式性能確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項を示すために必要な図書
2. 第1-1-(2)に示す型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項を示すために必要な図書
3. 第1-1-(3)に示す特別評価方法認定書若しくは第1-1-(4)に示す同等性確認の結果の証明書の写しを添えたものにあつては、特別評価方法認定書若しくは同等性確認の結果の証明書において、満足していることが確認できる長期使用構造等とするための措置を示すために必要な図書